

京都府複数事業所連携事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府介護・福祉人材確保緊急対策事業費補助金交付要綱（平成21年京都府告示第649号。以下「要綱」という。）別表に規定する複数事業所連携事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及び要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 府内の在宅サービス事業所や小規模事業所等について、効率性の問題などから求人や広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があることから、複数の事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・定着を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、5つ以上の事業所等（以下「ユニット」という。）が共同により実施する次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 介護・福祉従事者等の人材確保のため、共同により求人活動、求人説明会等を行う事業
- (2) 人材定着のため、合同研修、人事交流等を行う事業
- (3) 学生募集のため、学校説明会、進路選択説明会等を行う事業
- (4) その他介護・福祉人材の確保・定着のため、知事が適当と認めた事業

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となるユニット（以下「補助事業ユニット」という。）は、次に掲げるユニットとする。ただし、要綱に定める「進路選択学生等支援事業」及び「潜在的有資格者等養成支援事業」において、同年度に同様の事業を実施する事業所等が含まれるユニットについては対象外とする。

- (1) 府内の社会福祉施設・事業所であって、次のアからウのいずれかを満たす施設・事業所が主として参加することとし、知事が認めたユニットとする。
 - ア 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所
 - イ 運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人の施設・事業所（訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設を含む。）
 - ウ 少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱と判断された施設・事業所
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号、精神保健福祉法（平成9年法律第131号）第7条第2号若しくは第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校、又は厚生労働大臣が指定した養成施設
- (3) 共同作業所及び重症心身障害者通所援護事業を行うもの

(交付申請)

第5条 要綱第4条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、ユニットの代表事業所（以下「代表事業所」という。）は、同様式に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第6条 要綱第5条に規定する変更の内容及び理由を記載した書類は、別記第2号様式によるものとする。

(実績報告)

第7条 要綱第6条に規定する実績報告書は別記第3号様式によるものとし、代表事業所は、同様式に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を代表事業所に交付するものとする。ただし、知事は、補助対象事業の円滑な推進を図るために必要があると認めるときは、規則第6条の規定による補助金交付決定後、概算払により交付することができる。

(補助金の経理)

第9条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(実施上の留意点)

第10条 知事は、本事業を効果的に運営するため、各ユニットにおいて実施する補助対象事業又は実施した補助対象事業について広く公表し、本事業への積極的な参加を促進する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 補助事業ユニットは、関係行政機関及び関係団体等と十分調整・連携し、補助対象事業を実施するものとする。
- 3 代表事業所は、特別会計又は経理区分を設けるなど、他の会計と区分して経理を処理しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年度の補助金から適用し、平成23年度をもって廃止する。